

法令用語日英標準対訳辞書（抜粋）
（平成 19 年 3 月改訂版）

平成 19 年 3 月

はしがき

本書は、統一的で信頼できる法令の英語訳が迅速かつ継続的に行われるようにする目的で作成されたものであり、「翻訳の基本スタンス」及び「法令用語対訳集」で構成されている。

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要である。とりわけ、国際取引の円滑化（国際競争力の強化）、対日投資の促進、法整備支援の推進のほか、我が国に対する国際理解の増進、在日外国人の生活上の利便向上等の観点から、政府による法令外国語訳整備の早急な取組の必要性が指摘された。

このような状況において、政府は、平成17年、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を内閣に設置し、その下に置かれた「実施推進検討会議」において、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項につき総合的かつ多角的な検討を行い、その下に学者及び弁護士からなる「作業部会」を設け、名古屋大学大学院情報科学研究科等の研究グループ、関係府省等の協力を得ながら、本書を作成した。

本書は、平成18年3月23日、実施推進検討会議から関係省庁連絡会議に報告され、同連絡会議において、関係府省が法令の英語訳を行う場合には、本書に準拠するものとされた。したがって、本書は、今後、関係府省が法令の英語訳を行う場合に、その統一性、信頼性を確保するための基本的なルールとなるものであり、民間団体等において法令の翻訳を行う際にも、本書に準拠して行われることを強く期待する。もとより、関係府省等がこれに準拠して翻訳を行った場合でも、いわゆる公定訳とはならないことはいうまでもない。すなわち、法的効力を有するのはあくまでも法令自体であって、翻訳はその理解のための参考資料と位置付けられるものである。

本書は、厳しい時間的な制約等の中で、作業部会構成員等の多大な努力によって作成されたものであり、座長の立場から、関係各位の献身的貢献に改めて謝意を表したい。本書については、上記連絡会議においても、今後の関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえて必要な改訂を行うこととされており、平成18年度に法令外国語訳専門家会議で改訂作業を行い、平成19年3月23日の関係省庁連絡会議で今回の改訂版が承認された。今後も、本書の内容が更に充実したものになることを期待している。

平成19年3月

法令外国語訳・専門家会議

座長 柏木 昇

作業部会構成員（平成17年度）

柏木 昇	中央大学法科大学院教授
久保田 隆	早稲田大学大学院法務研究科教授
小島 立	九州大学大学院法学研究院助教授
島並 良	神戸大学大学院法学研究科助教授
田澤 元章	名城大学法学部教授
ダニエル・ローゼン	中央大学法科大学院教授
福田 守利	神田外語大学教授
マルコム・スミス	中央大学法科大学院教授
伊藤 理	弁護士（あさひ・狛法律事務所）
児島 幸良	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
小舘 浩樹	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
酒井 竜児	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
佐藤 理恵子	弁護士（西村ときわ法律事務所）
達野 大輔	弁護士（東京青山・青木法律事務所）
矢吹 公敏	弁護士（矢吹法律事務所）
山口 芳泰	弁護士（TMI 総合法律事務所）

専門家会議構成員（平成18年度）

柏木 昇	中央大学法科大学院教授
久保田 隆	早稲田大学大学院法務研究科教授
酒巻 匡	京都大学大学院法学研究科教授
田澤 元章	名城大学法学部教授
福田 守利	神田外語大学教授
松下 祐記	名城大学法学部助教授
伊藤 理	弁護士（あさひ・狛法律事務所）
児島 幸良	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
酒井 竜児	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
佐藤 理恵子	弁護士（西村ときわ法律事務所）
達野 大輔	弁護士（東京青山・青木法律事務所）
中野 雄介	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
山口 芳泰	弁護士（TMI 総合法律事務所）
垣貫 ジョン	外国法事務弁護士

作業協力

松浦 好治	名古屋大学法学部教授
外山 勝彦	名古屋大学大学院情報科学研究科助教授
小川 泰弘	名古屋大学大学院情報科学研究科助手

目 次

I	翻訳の基本スタンス	1 頁
	1 翻訳の基本方針	1 頁
	2 翻訳に付記すべき情報等	2 頁
II	法令用語対訳集	3 頁
	1 凡例	3 頁
	2 特別編	6 頁
	法令の形式	6 頁
	法令の構成等	6 頁
	法令の題名等	7 頁
	法令番号	8 頁
	法令の慣用的表現	8 頁
	3 全体編	16 頁

I 翻訳の基本スタンス

1 翻訳の基本方針

(1) 基本的な考え方

我が国の法令の英語訳にあたっては、正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳が継続的に行われることを目指すことを基本とする。

(2) 利用者

英米法に関する一定の知識はあるが、日本法及び日本語に関する知識はない者（例えば、法律実務家や企業関係者等）を翻訳の主な利用者として想定し、そのような利用者が法令の原文の趣旨を理解できるよう、正確でわかりやすい翻訳を目指す。

(3) 正確性と分かりやすさ

- ① 翻訳の正確性と分かりやすさの関係については、翻訳の正確性を確保しつつも、分かりやすさを重視し、英語を母国語とする者にとって分かりやすい訳（英語として自然で読みやすい訳）を目指す。
- ② 具体的には、個々の用語・言い回し等については、原則として、本書 II の法令用語対訳集に従って精密に翻訳を行いつつ、例えば、原文では省略されている主語、目的語等を補うなどすることにより、文章全体が英語として自然で読みやすいものとなるよう努める。
- ③ また、翻訳自体のみでは原文の正確な意味が伝わらないと考えられる場合や、その他翻訳の理解に資する参考情報がある場合には、脚注等に補足的な説明を記載し、翻訳を補完する。

(4) 統一性

翻訳は、原則として、本書 II の法令用語対訳集に従って行うことにより、全体としての統一性を確保することとする。ただし、①同対訳集が想定していないが、使い分けを認めるべき事由がある場合、②個々の単語について、同対訳集に厳密に従うと、節や文のレベルで見た場合に英語として誤解を招く又は不自然なものとなる場合、③その他、これらに準ずる事由がある場合には、適宜、これと異なる訳語を選択することも差し支えない。

2 翻訳に付記すべき情報等

(1) 翻訳の位置づけ等に関する情報

本書に準拠した翻訳を公表する場合には、本書に準拠していることや公定訳でないことなどを含め、翻訳の位置づけを明示するとともに、当該翻訳の法改正への対応状況や、準拠している辞書のバージョンについても明確にするため、下記の定型文言を翻訳に付す。

(定型文言)

英文： This English translation of this law or regulation has been made (up to the revisions of Act No. ○ of ○) in compliance with the Standard Bilingual Dictionary (March 2007 edition).

This is an unofficial translation. Only the original Japanese texts of laws and regulations have legal effect, and the translations are to be used solely as reference material to aid in the understanding of Japanese laws and regulations.

The Government of Japan shall not be responsible for the accuracy, reliability or currency of the legislative material provided in this Website, or for any consequence resulting from use of the information in this Website. For all purposes of interpreting and applying law to any legal issue or dispute, users should consult the original Japanese texts published in the Official Gazette.

和文： この法令の翻訳は、平成○年法律第○号までの改正について、「法令用語日英標準対訳辞書」（平成19年3月版）に準拠して作成したものです。

なお、この法令の翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは日本語の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。この翻訳の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関しては、官報に掲載された日本語の法令を参照してください。

(2) 対訳集への準拠性に関する情報

本書Ⅱの法令用語対訳集と異なる翻訳を行った場合には、原則として、その旨及びその具体的理由を脚注等に記載する。

(記載例)

英文： The translation of the Japanese legal term "○○" is "xxxx" in the Standard Bilingual Dictionary (March 2007 edition). However, since the United Nations Convention that formed the basis for this Act uses the English term "xxxxxx" as the term corresponding to said "○○," for the purpose of the translation of this Act, "○○" shall be translated as "xxxxxx."

和文： ○○は、標準対訳辞書（平成19年3月版）においては、「xxxx」とされているが、本法の基礎となった国連条約は、・・・の場合について、「xxxxxx」を使用していることから、関連する本法においても、これに従うこととした。

Ⅱ 法令用語対訳集

1 凡例

(1) 構成

本対訳集は、特別編（法令の形式、法令の構成等、法令の題名等、法令番号、法令の慣用的表現といった特別の項目を整理したもの）と全体編（特別編を含め、収録用語のすべてを50音順に配列したもの）から構成されている（収録用語は約3300項目である）。

(2) 収録用語の選定方針，表記

- ① 収録用語には、個別的な法令用語の他、法令の形式に関する事項及び一般的な言い回し等を含む。選定に当たっては、民事・刑事・行政の各分野における典型的な実体法・手続法で共通して多数用いられる基本的用語を始め、主要かつ基本的な法令用語、言い回し等が広く収録されるよう配慮した。
- ② 収録用語は、法令において現に使用されるものに限られ、講学上の概念等については、主要かつ基本的なものであっても収録していない。
- ③ 見出し語は、名詞で示すのを基本とし、他品詞については【動詞】・【形容詞】・【副詞】として項目中に付記する場合がある。
- ④ 見出し語の直後に、読み方を（ ）に入れて示す。

(3) 訳語の選定方針，表記

- ① 各収録用語の訳語については、以下の方針によって選定した。
 - ・ 英語を母国語とする者が日本法の概念に最も近似のイメージを抱くことができる訳語（概念的に近いだけでなく、認知度が高いなど分かりやすいもの）を選定する。原文の意味から離れ、又は英語として不自然となるような直訳語、新奇な中立的用語・造語等は、可能な限り避ける。
 - ・ 従前の使用例やその傾向については十分に考慮するが、全体としての統一性の確保や分かりやすさの観点から、必要な場合には見直しを行う。
 - ・ 用語の用いられる分野等によっては、国際法上の用法にも留意する。
 - ・ 当該用語の属する分野全体又は分野相互間の統一性の確保に、可能な限り、努める。
 - ・ 訳語としてローマ字のみを表記することは、特段の必要がない限り、行わな

【資料5】

い。ただし、注書や括弧書きで、日本語のローマ字表記（イタリック体で表記）を参考に示すことができる。

- ・ アメリカ語とイギリス語で訳語が異なる場合、原則として、アメリカ語を優先する。
 - ・ 異なる日本語の用語・表現等は、可能な限り、訳し分ける。訳語が同一になる場合には、誤解・混同を招くおそれがないか留意する。
- ② 名詞については、複数で用いるのが通例である場合を除き、単数形で示す。
 - ③ 訳語のうち、文脈などから省略してよい場合があり得る部分は、（ ）で囲んで示す。
 - ④ 訳語のうち、文脈などからいずれを使用してもよい部分は、/ を使って併記する。
 - ⑤ 見出し語以外の品詞が【動詞】・【形容詞】・【副詞】として項目中に示されている場合、それぞれ直後に対応する訳語を示す。

（4）複数の訳語の使い分け

- ① 本対訳集においては、最も適切な訳語を一つ示すことを原則とする。
- ② ただし、次の各場合のように、一定の基準の下、複数の訳語の使い分けを認めるのが適切な場合には、(1)(2)という番号を付して複数の訳語を示し、[] 内に使い分け基準を示す。この場合、翻訳者は、使い分け基準に従って訳語を選択する必要がある。
 - i. 慣例上、特定分野において使用される表現がある場合
 - ii. 単一の用語ではあるが複数の意味を持つため、使用される場面によって訳語を使い分ける必要がある場合
 - iii. その他、上記 i.ii. に準ずる事由がある場合
- ③ また、多義的で、訳語との一対一対応や使い分け基準を明確にすることが困難であり、かつ、訳語の統一を図ることに特段の意味がないと考えられる収録用語については、(1)(2)として複数の訳語を示し、使い分け基準は示さない。この場合、翻訳者は、示された複数の訳語の中から、文脈に応じて適宜のものを選択し得る。

（5）用例

- ① 複数の訳語の使い分けを認める場合や、訳語の正確な理解のために必要な場合には、可能な限り、訳語ごとに用例・使用条文例を示す。
- ② 用例では、どのような文脈において当該訳語が用いられるかが、日本法を理解しない者にも明確となるような典型的な例（条文の該当部分等）を示す。

【資料5】

- ③ 用例は、【用例】として日本語及び英語を付記し、出典条文は（ ）内に示す。
- ④ なお、用例として、英語としての実際上の用法等にかんがみ、訳語とは語順・語形等が異なるものを挙げている場合がある。

例：してはならない（してはならない）

shall not

【例】何人も…してはならない no person shall …

(6) 注書

- ① 日本法の概念に対応する訳語が存在しない場合や、日本法の概念に類似の訳語は存在するが、内容が完全には一致しない場合等には、【注】として、日本法の概念の説明を付記するよう心がけた。
- ② その他、日本語のローマ字表記や反対概念、類似概念など、訳語の理解に有用な情報についても、【注】として付記する場合がある。

(7) その他

本対訳集は、原則として、法令中の法律専門用語について英訳を示したものであるが、収録した見出し語の中には、かならずしも法律用語ではないもの、あるいは法律用語であっても、法文のなかで場合によっては一般用語として使われているものもある。前者は、法令翻訳の場合の参考として掲載したものであり、必ずしもこれにとらわれる必要はない。例として「悪臭」「充てる」「あらかじめ」などがある。また、後者の例としては、「主張」「忌避」などがある。これら後者の例は一般用語としての「主張する」や「検査を忌避する」などを想定しているものではない。このような場合には、標準対訳辞書の用語にとらわれずに条文の意味に即して適切な訳語を使用することが求められる。

2 特別編

法令の形式

憲 法	Constitution
法 律	Act [原則]
	Code [いわゆる法典]
政 令	Cabinet Order
内閣府令	Cabinet Office Ordinance
省 令	Ordinance of the Ministry
規 則	Rule
条 例	Prefectural Ordinance [都道府県条例] Municipal Ordinance [市町村条例]

法令の構成等

目 次	Table of Contents
編	Part
章	Chapter
節	Section
款	Subsection
目	Division
条	Article (Art.)
項	paragraph (para.)
	(1)(2)(3) [見出しとして用いる場合]
号	item
	(i)(ii)(iii) [見出しとして用いる場合]
イロハ	(a)(b)(c)
(1)(2)(3)	1. 2. 3.
(i)(ii)(iii)	i. ii. iii.
枝 番 号	-1, -2, -3
本 文	main clause
た だ し 書	proviso
前 段	first sentence
後 段 *	second sentence
附 則	supplementary provisions
別表第… (第…条関係)	appended table … (Re: Art. …)
項 **	row
欄 **	column
別記様式	appended form

* 3文に区切られている場合には、中段が second sentence で、後段は third sentence (4文以上の場合もこれに準じる)。

** 表・別表中において、「項」とは縦の線で区画されている区切りをいい、「欄」とは横の線で区画されている区切りをいう。原文(縦書)の表・別表を英語(横書)に翻訳する場合には、「項」が横の線で区画され、「欄」が縦の線で区画されるようにする。

法令の題名等

規則

- (1) **Ordinance** [法形式が省令の場合]
【例】 商法施行規則 Ordinance for Enforcement of the Commercial Code
- (2) **Rule** [法形式が規則の場合]
【例】 民事訴訟規則 Rules of Civil Procedure

基本法

Basic Act

- 【例】 原子力基本法 Atomic Energy Basic Act
- 環境基本法 Environment Basic Act
- 男女共同参画社会基本法 Basic Act for Gender-Equal Society

暫定措置法

Act on Temporary Measures

施行法

Act for Enforcement

- 【例】 刑法施行法 Act for Enforcement of the Penal Code

設置法

Act for Establishment

- 【例】 総務省設置法 Act for Establishment of the Ministry of Internal Affairs and Communications

通則法

Act on General Rules

- 【例】 独立行政法人通則法 Act on General Rules for Incorporated Administrative Agency

特別措置法

Act on Special Measures

- 【例】 租税特別措置法 Act on Special Measures concerning Taxation

特例に関する法律

Act on Special Measures

に関する法律

- (1) **Act on** [原則]
【例】 臓器の移植に関する法律 Act on Organ Transplantation
- (2) … **Act** [「に関する法律」を「… Act」とする翻訳がすでに海外において定着している場合]
【例】 行政機関が行う政策の評価に関する法律 Government Policy Evaluations Act

法

- (1) **Act** [法律名に使う場合の原則]
【例】 商標法 Trademark Act
- (2) **Code** [いわゆる法典]
【例】 民法 Civil Code

刑法 Penal Code
商法 Commercial Code
民事訴訟法 Code of Civil Procedure
刑事訴訟法 Code of Criminal Procedure

臨時措置法

Act on Temporary Measures

【例】罰金等臨時措置法 Act on Temporary Measures concerning Fine

令

Cabinet Order

【注】法形式が政令の場合。

法令番号

年法律第…号

Act No. … of

【注】政省令等についてもこれに準ずる。

【例】平成11年法律第103号 Act No. 103 of 1999

法令の慣用的表現

…以下

- (1) … or less [原則]
- (2) **not more than** … [上限を示すことに重点がある場合]
【例】3年以下の for not more than 3 years

以下「…」という

hereinafter referred to as “…”

以下同じ

the same shall apply hereinafter

以下この…において同じ

hereinafter the same shall apply in this …

…以上

- (1) … or more [原則]
【例】20歳以上 20 years of age or more
- (2) **not less than** … [下限を示すことに重点がある場合]
【例】1年以上の for not less than 1 year
- (3) … or severer [刑の場合]
【例】罰金以上の刑 fine or severer punishment

偽りその他不正の手段

deception or other wrongful means

及び

and

かつ

and

…から…以内に

within … from

【例】 告示の日の翌日から起算して6か月以内に within 6 months from the day following the date of public notice

…から…までの規定

provisions … to … inclusive

公布の日

the day of promulgation

公布の日から起算して…を経過した日

the day on which … have elapsed from the day of promulgation

公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日

the date specified by a Cabinet Order within a period not exceeding … from the day of promulgation

この場合において、…中「…」とあるのは、「…」と読み替えるものとする

in this case, the term “…” in … shall be deemed to be replaced with “…”

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

in this Act, the meanings of the terms listed in the following items shall be as prescribed respectively in those items

この法律において「…」とは、…をいう

the term “…” as used in this Act means …

この法律に規定するもののほか、…は、…で定める

in addition to what is provided for in this Act, … shall be prescribed by …

この法律による改正後の

revised by this Act

【例】 この法律による改正後の関連法律の規定 the provisions of concerned Acts revised by this Act

この法律による改正前の

prior to the revision by this Act

【例】 この法律による改正前の特許法の規定 the provisions of the Patent Act prior to the revision by this Act

この法律は、…限り、その効力を失う

this Act shall cease to be effective at the end of

この法律は、…から施行する

this Act shall come into effect as from …

この法律は、…に関し必要な事項を定めるものとする

this Act shall provide for necessary matters concerning …

この法律は、…を目的とする

the purpose of this Act is …

してはならない

shall not

【例】 その権限は、…と解釈してはならない **the authority shall not be construed as …**

何人も…してはならない **no person shall …**

心身の故障のため

due to mental or physical disorder

推定する

shall be presumed

速やかに

promptly

することができない

(1) **may not** [禁止]

【例】 その権利を行使することができない **the right may not be exercised**

【例】 その処分に対しては、不服申立てをすることができない **no appeal may be entered against the disposition**

(2) **be unable to** [不可能]

【例】 罰金を完納することができない者 **a person unable to pay his/her fine in full**

することができる

may

することを妨げない

shall not preclude

【例】 相手方が申立てをすることを妨げない **this shall not preclude the adverse party from filing a motion**

【例】 当事者本人を尋問することを妨げない **this shall not preclude the examination of the party**

することを要しない

shall not be required to

するため…する必要がある

be necessary that … in order to

するものとする

shall

するよう努めなければならない

shall endeavor to

前項に規定する…

… prescribed in the preceding paragraph

前項に規定する場合において

in the case prescribed in the preceding paragraph

前項の…

… set forth in the preceding paragraph

前項の規定により

pursuant to the provision of the preceding paragraph

前項の場合において

in the case referred to in the preceding paragraph

その法人又は人の業務に関して…をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する

when an individual has done … with regard to the business of said juridical person or individual, not only the offender shall be punished but also said juridical person or individual shall be punished by the fine prescribed in the respective Articles

ただし、…は、この限りでない

; provided, however, that this shall not apply to …

ただし…

; provided, however, that …

直ちに

immediately

遅滞なく

without delay

次の各号の一に該当する者

any person who falls under any of the following items

…等

- (1) … etc. [見出し中に用いられる場合や、定義がなされている場合など、「等」の内容が別の場所に明示されている場合]

【例】(定義等) (Definitions, etc.)

【例】船舶又は航空機(以下「船舶等」という。) vessel or aircraft (hereinafter referred to as “vessel, etc.”)

- (2) such as … [例示列举など「等」の内容が明示されていない場合]

【例】機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項 such matters as the Agency’s name, purpose and scope of business

当分の間

for the time being

同様とする

the same shall apply to

とする

shall be

なおその効力を有する

shall remain in force

並びに

and

【例】 A及びB、C並びにD A and B, C, and D

…において準用する…の規定

the provision of … , as applied mutatis mutandis pursuant to …

…において準用する場合を含む

including the cases where it is applied mutatis mutandis pursuant to

に掲げる事項

matters listed in

【例】 第2号から第4号までに掲げる事項 matters listed in items 2 to 4 inclusive
次に掲げる事項 following matters

に掲げるもののほか

in addition to what is listed in

に係る

pertaining to

【例】 当該届出に係る事項 the matters pertaining to said notification

に限る

limited to

【例】 第1項の資格（政令で定めるものに限る。） qualifications provided by para.1 (limited to those specified by Cabinet Order)

【例】 ただし、第5条に規定する場合に限る provided, however, that this shall be limited to the cases prescribed by Art. 5

に代わる

in lieu of

に関連する事項

matters relevant to

に定めるところにより

pursuant to the provision of

に従わないで

not complying with

に準ずる

(1) **equivalent** [形容詞 (同等の、類似の)]

【例】これに準ずる方法 equivalent method

(2) **shall be dealt with in the same manner as** [動詞 (同様に扱う)]

【例】正犯に準ずる shall be dealt with in the same manner as a principal

に処する

shall be punished by

については、…の例による

shall be governed by …

【例】その時効については、国税の例による the prescription shall be governed by the same rules as national tax

【例】前項の場合には、次の例による the cases referred to in the preceding paragraph shall be governed by the following rules

については、なお従前の例による

the provisions then in force shall remain applicable

【例】この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による with regard to the application of penal provisions to acts committed prior to the enforcement of this Act, the provisions then in force shall remain applicable

に照らし

in light of

に満たない

(1) **less than** [原則]

【例】一株に満たない端数 a fraction less than one share

(2) **under** [年齢の場合]

【例】14歳に満たない者 a person under 14 years of age

に基づく

(1) **based on** [原則]

【例】専門的知見に基づく意見 opinion based on expert knowledge

(2) **pursuant to** [法令の規定等]

【例】第60条の規定に基づく措置 measures pursuant to Art. 60

のいずれかに該当する

fall under any of

…の規定に違反して…した者

any person who, in violation of … , has done …

【例】第20条の規定に違反して故意に報告しなかった者 any person who has willfully failed to report in violation of Article 20

…の規定にかかわらず

notwithstanding the provision of

…の規定により

pursuant to the provision of

…の規定は、…について準用する

the provision of … shall apply mutatis mutandis to …

…の規定は、…についても適用する

the provision of … shall also apply to …

…の日の…日前までに

… days prior to the date of

…の翌日から起算して

(1) **from the day following the date of** [原則]

(2) **since the day following the date of** [期間の経過の場合]

【例】 告示の日の翌日から起算して1年が経過したときは **when one year has passed since the day following the date of public notice**

…は、…と解釈してはならない

shall not be construed as …

…は、…と認めるときは

when … find …

【例】 裁判所は、適当と認めるときは、…することができる **the court may, when it finds appropriate, …**

【例】 主務大臣は、…のおそれがあると認めるときは、…しなければならない **the competent minister shall, when he/she finds a risk of …, …**

…は、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる

shall be governed by the provisions of this Act, except as otherwise provided by other acts

不服を申し立てることができない

no appeal may be entered

別に法律で定める日

the date specified separately by an act

又は

or

みだりに…した者

(1) **without (good) reason**

【注】 法律上の「みだりに」は、正当性がないという意味。

(2) **without (due) cause**

みなす

shall be deemed

未満

(1) **less than** [原則]

【例】 1万円未満の端数 a fraction less than ten thousand yen

(2) **under** [年齢の場合]

【例】 18歳未満の者 a person under 18 years of age

若しくは

or

【例】 A、B又はC、D若しくはE A, B, or C, D or E

を超えない

not exceeding

を超える

exceeding

を除くほか

(1) **in addition to** [付加を示す場合]

【例】 前項の場合を除くほか in addition to the cases referred to in the preceding paragraph

(2) **except** [例外を示す場合]

【例】 特別の措置を講じている場合を除くほか except when special measures are taken

3 全体編

あ

相手方 (あいてがた)

- (1) **opponent** [対審手続の場合]
- (2) **the other party/other parties** [一般的な場合]
- (3) **opposite party** [一般的な場合]
- (4) **counter party** [契約などの相手方]

悪意の (で) (あくいの (で))

- (1) **with knowledge**

【注】文脈上、何についての善意・悪意か不明確な場合には、(1) 善意・悪意の対象を with/without knowledge of …として示すか、(2) 注釈を付けることが望ましい。【注】例外的に、単に「知っている」の意ではなく、「害意」に近い意味の場合がある（破産法253条1項2号等）。その場合には、in bad faith を用いる。

- (2) **knowingly** [単なる認識を含む場合]
- (3) **in bad faith** [害意に近い意味の場合]

悪臭 (あくしゅう)

offensive odor

悪臭原因物 (あくしゅうげんいんぶつ)

source of offensive odor

悪臭物質 (あくしゅうぶっしつ)

offensive odor substance

あっせん (あっせん)

- (1) **arrangement** [盗品のあっせん]
【動詞】あっせんする arrange
- (2) **influence** [あっせん収賄]
- (3) **mediation** [紛争解決のための手続]

【注】「あっせん」は、「第三者が紛争当事者間を仲介することにより、当事者間の自主的解決を援助、促進するための手続」である。「第三者が紛争当事者間を仲介し、双方の合意に基づく紛争解決を図る手続」である「調停」(conciliation) と類似しているが、調停の方が積極的に当事者間に介入し、手続をリードしていく点で異なる。

斡旋員 (あっせんいん)

mediator

充てる (あてる)

- (1) **shall serve as** [特定の者を役職に充てる場合]
【例】会長は、内閣総理大臣をもって充てる the Prime Minister shall serve as chairperson
- (2) **shall be appointed from among** [ある範疇の者を役職に充てる場合]
【例】本部の長は、国務大臣をもって充てる the chairperson of the headquarters shall be appointed from among the Ministers of State
- (3) **allocate** [資金・日数等を割り当てる場合]

【例】経費に充てるため、基金を積み立てなければならない shall establish a fund to be allocated for covering the expenses

あらかじめ (あらかじめ)

in advance

争い (あらそい)

dispute

安全 (あんぜん)

(1) **safety**

(2) **security**

【例】安全保障理事会 Security Council

安全委員会 (あんぜんいいんかい)

(1) **safety committee**

(2) **security committee**

安全衛生委員会 (あんぜんえいせいいんかい)

safety and health committee

安全衛生改善計画 (あんぜんえいせいかいぜんけいかく)

safety and health improvement program

安全衛生管理者 (あんぜんえいせいかんりしゃ)

safety and health supervisor

安全衛生推進者 (あんぜんえいせいすいしんしゃ)

safety and health promoter

安全衛生責任者 (あんぜんえいせいせきにしや)

safety and health controller

安全管理者 (あんぜんかんりしゃ)

safety officer

い

言渡し (いいわたし)

rendition

【例】判決言渡し rendition of judgment

【動詞】言い渡す render

委員 (いいん)

(1) **committee member** [一般的な場合]

【注】「委員会」の訳に応じて、commission member, board member もありうる。

(2) **commissioner** [一定の公的職務を授権された委員、公正取引委員会・国家公安委員会などの委員]

【注】当該委員の実質的性格に応じ、mediator, counselor 等とすることも許容される。

委員会 (いいんかい)

(1) **committee**

【例】 監査委員会 audit committee (会社法 2 条 12 号)

指名委員会 nominating committee (会社法 2 条 12 号)

報酬委員会 compensation committee (会社法 2 条 12 号)

(2) **commission**

【例】 中央更生保護審査会 National Offenders Rehabilitation Commission (犯罪者予防更生法 3 条)

(3) **board**

委員会設置会社 (いいんかいせっちかいしゃ)

company with committees

委員長 (いいんちょう)

(1) **chairperson** [一般的な場合]

(2) **chairman** [歴史的経緯から使用されている場合など]

…以下 (いか)

(1) … **or less** [原則]

(2) **not more than** … [上限を示すことに重点がある場合]

【例】 3年以下の for not more than 3 years

以下「…」という (いか「…」という)

hereinafter referred to as “…”

以下同じ (いかおなじ)

the same shall apply hereinafter

以下この…において同じ (いかこの…においておなじ)

hereinafter the same shall apply in this …

遺棄 (いき)

abandonment

【動詞】 遺棄する abandon

異議 (いぎ)

objection

異議後の判決 (いぎごのはんけつ)

judgment subsequent to objection

異議の申立て (いぎのもうしたて)

filing of an objection

異議の申出 (いぎのもうしで)

(filing of an) objection

異議申立書 (いぎもうしたてしょ)

written objection

異議申立人 (いぎもうしたてにん)

(1) **objector**

(2) **petitioner for objection**

(3) **opponent** [「登録異議」など手続について opposition を使う場合]

育児 (いくじ)

child care

育児休業 (いくじきゅうぎょう)

child care leave

育成者権者 (いくせいしゃけんしゃ)

holder of a breeder's right

意見 (いけん)

opinion

意見書 (いけんしょ)

written opinion

意見聴取 (いけんちょうしゅ)

(1) **hearing of opinions**

(2) **hearing**

意見を述べる (いけんをのべる)

state one's opinion

移行 (いこう)

transfer

【動詞】移行する transfer

遺言 (いごん)

will

遺言執行者 (いごんしっこうしゃ)

executor

遺言者 (いごんしゃ)

testator

遺言書 (いごんしょ)

will

遺産 (いさん)

estate

遺産の分割 (いさんのぶんかつ)

partition of estate

意思 (いし)

- (1) **intent**
- (2) **intention**

維持 (いじ)

maintenance
【動詞】維持する **maintain**

遺失物 (いしつぶつ)

lost property

意思能力 (いしのうりよく)

mental capacity

意思表示 (いしひょうじ)

manifestation of intention

移住者 (いじゅうしゃ)

- (1) **emigrant**
- (2) **immigrant** [他国からの移住者を意味する場合]

困障 (いしょう)

fence

意匠 (いしょう)

design

…以上 (いじょう)

- (1) … **or more** [原則]
【例】 20歳以上 20 years of age or more
- (2) **not less than** … [下限を示すことに重点がある場合]
【例】 1年以上の for not less than 1 year
- (3) … **or severer** [刑の場合]
【例】 罰金以上の刑 fine or severer punishment

意匠権 (いしょうけん)

design right

意匠権者 (いしょうけんしゃ)

holder of a design right

意匠原簿 (いしょうげんぼ)

design registry

意匠公報 (いしょうこうほう)

design bulletin

意匠登録 (いしょうとうろく)

design registration

意匠登録出願 (いしょうとうろくしゅつがん)
application for design registration

意匠登録証 (いしょうとうろくしょう)
certificate of design registration

意匠の創作をした者 (いしょうのそうさくをしたもの)
creator of a design

委嘱 (いしよく)
(1) **commission**
【動詞】 委嘱する commission
(2) **entrustment**
【動詞】 委嘱する entrust
(3) **delegation**
【動詞】 委嘱する delegate

移植 (いしよく)
transplantation

遺跡 (いせき)
remains

移送 (いそう)
(1) **transfer**
【動詞】 移送する transfer
(2) **transportation**
【動詞】 移送する transport

遺贈 (いぞう)
testamentary gift

移送の裁判 (いそうのさいばん)
(1) **decision of transfer**
(2) **decision to transfer**

遺族 (いぞく)
(1) **survivor**
(2) **bereaved family**

遺族基礎年金 (いぞくきそねんきん)
(1) **basic pension for survivor**
(2) **basic pension**

遺族補償一時金 (いぞくほしょういちじきん)
(1) **lump sum compensation for survivor**
(2) **lump sum compensation**